

新型コロナウイルス感染症に関する 国・県・市等の主な支援制度一覧 【中小企業向け】

目 次

1	相談窓口の設置	2
2	資金繰り支援	2
3	給付金・補助等	3
4	融資制度	5
5	設備投資・販路開拓支援	6
6	経営環境の整備	7
7	税の軽減等	9

※実施主体の欄中、「他」は金融機関等

作成：福島市 政策調整部 政策調整課
(令和2年6月12日現在で判明しているものです。)

【問合せ先】資料全体に関すること … 市政策調整課(525-3788)
個別の支援制度に関すること … 資料に記載の各担当窓口

1 相談窓口の設置

No.	実施主体	支援制度	概要	担当および電話番号																		
1	他	中小企業・小規模事業者向け相談窓口の設置	<p>新型コロナウイルスの流行により、影響を受ける、または、その恐れがある中小企業・小規模事業者を対象として相談窓口を設置し、経営上の相談を受け付けています。</p> <p>【福島市内の相談先】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本政策金融公庫 福島支店中小企業事業</td> <td>024-522-9241</td> </tr> <tr> <td>日本政策金融公庫 福島支店国民生活事業</td> <td>024-523-2341</td> </tr> <tr> <td>商工中金福島支店</td> <td>024-526-1201</td> </tr> <tr> <td>福島県信用保証協会</td> <td>024-526-2331</td> </tr> <tr> <td>福島商工会議所</td> <td>024-536-5511</td> </tr> <tr> <td>福島県商工会連合会</td> <td>024-525-3411</td> </tr> <tr> <td>福島県中小企業団体中央会</td> <td>024-536-1261</td> </tr> <tr> <td>福島県よろず支援拠点福島オフィス</td> <td>024-525-4065</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	電話番号	日本政策金融公庫 福島支店中小企業事業	024-522-9241	日本政策金融公庫 福島支店国民生活事業	024-523-2341	商工中金福島支店	024-526-1201	福島県信用保証協会	024-526-2331	福島商工会議所	024-536-5511	福島県商工会連合会	024-525-3411	福島県中小企業団体中央会	024-536-1261	福島県よろず支援拠点福島オフィス	024-525-4065	
機関名	電話番号																					
日本政策金融公庫 福島支店中小企業事業	024-522-9241																					
日本政策金融公庫 福島支店国民生活事業	024-523-2341																					
商工中金福島支店	024-526-1201																					
福島県信用保証協会	024-526-2331																					
福島商工会議所	024-536-5511																					
福島県商工会連合会	024-525-3411																					
福島県中小企業団体中央会	024-536-1261																					
福島県よろず支援拠点福島オフィス	024-525-4065																					

2 資金繰り支援

No.	実施主体	支援制度	概要	担当および電話番号
1	国	セーフティネット保証4号の発動	新型コロナウイルス感染症により影響を受けている中小企業者への資金繰り支援措置として、セーフティネット保証4号を発動することとなりました。この措置により、新型コロナウイルス感染症により影響を受けた中小企業者について、一般保証と別枠の保証が利用可能となります。	最寄りの信用保証協会 中小企業金融相談窓口 ☎:03-3501-1544
2	国	セーフティネット保証5号の対象業種追加指定	セーフティネット保証5号について、新型コロナウイルス感染症により特に重大な影響が生じている業種について追加指定されています。	中小企業庁 事業環境部 金融課 ☎:03-3501-1511
3	国	危機関連保証の実施	今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、全国の中小企業・小規模事業者の資金繰りが逼迫していることを踏まえ、危機関連保証が初めて実施されました。	最寄りの信用保証協会 中小企業金融相談窓口 ☎:03-3501-1544 中小企業庁 事業環境部 金融課 ☎:03-3501-1511
4	市	セーフティネット保証・危機関連保証の認定	セーフティネット保証・危機関連保証の信用保証を受けるために必要な売上減少の認定を行います。	福島市 商工業振興課 ☎:024-525-3720
5	他	新型コロナ特例リスクスケジュール	新たに新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者に対して、中小企業再生支援協議会が窓口相談や金融機関との調整を含めた新型コロナウイルス感染症特例リスクスケジュール計画策定支援を行っています。	福島県 中小企業再生支援協議会 ☎:024-573-2562

3 給付金・補助等

No.	実施主体	支援制度	概要	担当および電話番号
1	国	持続化給付金	<p>経済産業省では、感染症拡大により、特に大きな影響を受けている事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧となる、事業全般に広く使える、給付金を支給します。</p> <p>【給付額】法人200万円、個人事業主100万円 ※ただし、昨年1年間の売上からの減少分を上限とする。 【計算方法】 前年の総売上(事業収入) - (前年同月比▲50%月の売上×12か月)</p>	<p>持続化給付金事業コールセンター ☎:0120-115-570 IP電話専用回線: 03-6831-0613 【5月・6月】 全日 8:30~19:00 【7月】 平日(土祝日を除く) 8:30~19:00 【8月以降】 平日(土祝日を除く) 8:30~17:00</p>
2	国	家賃支援給付金	<p>5~12月において収入が減少したテナント事業者に対し、給付金を支給します。 【給付額】家賃月額×6か月分 【給付率】2/3 【給付上限額】法人50万円(最大100万円)、個人事業主25万円(最大50万円)</p>	<p>経済産業省 ※詳細は経済産業省ホームページ等でご確認ください。</p>
3	国	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金(仮称)	<p>休業期間中の賃金の支払いを受けることができなかった中小企業の労働者に対し、休業前賃金の80%(月額上限33万円)を休業実績に応じて支給します。 ※申請者は企業ではなく労働者個人です。</p>	<p>厚生労働省 ※詳細は厚生労働省ホームページ等でご確認ください。</p>
4	県	福島県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金	<p>緊急事態措置に基づき、4/28~5/6の期間、県の要請や協力依頼に応じて、休業または営業自粛に協力した事業者に対し、協力金を支払います。 自己所有事業所:10万円 賃借事業所(1か所):20万円 賃借事業所(2か所以上):30万円</p>	
5	県	福島県新型コロナウイルス感染症拡大防止支援金	<p>福島県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金(上記⑦参照)の交付を受けていて、5/7~5/15の期間、国が示した「新しい生活様式」へ対応するための取り組みを行う事業者に対し、一律10万円の支援金を上乗せします。</p>	<p>福島県 休業協力金コールセンター ☎:024-521-8575</p>
6	県	福島県新型コロナウイルス感染症拡大防止給付金	<p>売上が減少している休業要請対象外の感染症防止対策を行う事業者に対し、一律10万円を給付します。 ※県による協力金・支援金の交付対象者は除く。4・5月の売上が前年同月比50%以上減少していて、国の持続化給付金の交付を受けている事業者に限ります。</p>	
7	市	事業者営業継続支援給付金	<p>国の持続化給付金の対象外となる売上高20%以上50%未満減少の事業者に対し、給付金(一律10万円)を交付します。 【対象】 国の持続化給付金(上記3-1)、県の新型コロナウイルス感染症拡大防止給付金(上記3-6)、市の飲食店営業継続支援給付金(次頁3-8,9)を受けていない事業者</p>	<p>福島市 産業雇用政策課 ☎:024-515-7746</p>

3 給付金・補助等

No.	実施主体	支援制度	概要	担当および電話番号
8	市	飲食店営業継続支援給付金 建物テナント飲食店舗への賃料の支援	建物賃料を支払っている飲食店に対し、売上げの状況に応じて賃料の1/2(一店舗あたり上限20万円、一事業者あたり最大40万円)を給付します。	福島市 産業雇用政策課 ☎:024-515-7746
9	市	飲食店営業継続支援給付金 建物自己所有飲食店舗への支援	固定資産税の減免(令和3年度分)に加え、建物自己所有物件の飲食店に対し、売上げ状況に応じて一律10万円(一事業者あたり最大20万円)を給付します。	福島市 産業雇用政策課 ☎:024-515-7746
10	市	温泉使用料の減免・補助	三温泉地の令和2年4月分から令和2年7月分温泉使用料の35%を減免(飯坂財産区)又は補助(高湯・土湯)します。	福島市 観光コンベンション推進室 ☎:024-572-5717
11	市	温泉施設維持管理経費の支援	自家源泉等を有する温泉旅館へ、固定経費相当額の7割を支援します。 ※上記の「温泉使用料の減免・補助」を受けた温泉旅館を除く	福島市 観光コンベンション推進室 ☎:024-572-5717
12	市	公共交通事業者への支援	タクシー事業者や貸切バス等事業者へ、1台あたり3万円を支援します。	福島市 交通政策課 ☎:024-525-3762
13	市	ピンチをチャンスにプロジェクト 観光客等受け入れ環境整備緊急対策事業	観光庁の「訪日外国人受入環境整備緊急対策事業(ホストタウン等緊急対策事業)」を活用する事業者に市による上乗せ補助を行います。補助額:事業額の1/3	福島市 観光コンベンション推進室 ☎:024-572-5717
14	市	新たなビジネスモデル創出支援事業	電子決済やネット販売への参入など、新しい生活様式に沿った新たなビジネスモデルに取り組む事業者を支援します。 対象者:中小企業者及び個人事業主 補助率:2/3 補助上限額:50万円 補助下限額:10万円	福島市 商工業振興課 ☎:024-525-3720
15	市		ICTを活用した新たなビジネスモデルを検討している中小企業や個人事業主に対して市で電話等によりサポートを行います。	福島市 情報政策課 ☎:024-525-3709
16	市	就職活動マッチングの支援	企業紹介動画を就職支援ポータルサイトに掲載するほか、オンライン合同企業説明会を開催し、企業の採用活動と学生の就職活動を支援します。 また、企業に対して、オンライン面接に必要なサポートを行います。	福島市 産業雇用政策課 ☎:024-515-7746

4 融資制度

No.	実施主体	支援制度	概要	担当および電話番号
1	他	日本政策金融公庫の制度	①無利子・無担保融資(新型コロナウイルス感染症特別貸付)の貸付限度額・利下上限額の引き上げ ②マル経融資の金利引き下げ(新型コロナウイルス対策マル経) ③生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付の既往債務の借換、一部無利子・無担保 ④生活衛生改善貸付の金利引き下げ(新型コロナウイルス対策衛経)の既往債務の借換、一部無利子 ⑤特別利子補給制度 ※上記①～④は、⑤特別利子補給制度対象となっています。 ⑥衛生環境激変対策特別貸付 ⑦セーフティネット貸付 ⑧資本性劣後ローンの供給	日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル ☎0120-154-505
2	他	商工組合中央金庫の制度	①新型コロナウイルス感染症特別貸付(損害担保貸付)の貸付限度額・利下上限額の引き上げ ※特別利子補給制度対象 ②特別利子補給制度 ③資本性劣後ローンの供給	商工組合中央金庫 相談窓口 ☎:0120-542-711 平日、土日祝 9:00～17:00
3	国・県	新型コロナウイルス対策特別資金(実質無利子型)	中小企業者向けの資金繰り支援です。対象者等詳しくは市内の金融機関へお問合せください。 融資限度:4,000万円 融資期間:10年以内(うち据置5年以内) 保証料:ゼロ又は1/2 融資利率:当初3年間無利子(固定年1.5%以内) 担保・連帯保証人:不要	市内の金融機関 (銀行、信用金庫、信用組合、 商工中金)へお問合せ下さい。
4	県	新型コロナウイルス対策特別資金	県内の中小企業者向けの資金繰り支援です。対象者等詳しくは市内の金融機関へお問合せください。 融資限度:8,000万円 融資期間:10年以内(うち据置1年以内) 保証料率:信用保証協会の保証付き 年0.5% 融資利率:固定年1.5%以内 担保・保証人:審査により必要な場合あり	
5	県	事業継続計画(BCP)関連	緊急事態に直面した際に被害を最小限に抑え、一刻も早く事業活動を復旧して会社と社員を守り、取引先からの信頼を得るBCP(Business Continuity Plan)の個別具体的な策定支援を行っています。	福島県 経営金融課 商工団体・経営支援担当 ☎:024-521-7288
6	他	小規模企業共済制度の特例緊急経営安定貸付等	①特例緊急経営安定貸付 ②新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置 ③共催契約者貸付利用者の延滞利子の免除 ④掛金の納付期限の延長等	(独)中小企業基盤整備機構 共済相談室 ☎:050-5541-7171 平日 9:00～18:00

4 融資制度

No.	実施主体	支援制度	概要	担当および電話番号
7	他	DBJ・商工中金による危機対応融資	日本政策投資銀行・商工組合中央金庫が、新型コロナウイルス感染症による影響を受け、業況が悪化した事業者に対し、危機対応業務による資金繰り支援を実施します。	日本政策投資銀行新型コロナウイルス感染症に関する危機対応相談窓口 ☎:0120-598-600 平日休日 9:00~17:00 商工組合中央金庫相談窓口 ☎:0120-542-711 平日休日 9:00~17:00

5 設備投資・販路開拓支援

No.	実施主体	支援制度	概要	担当および電話番号
1	国	生産性革命推進事業	<p>①ものづくり・商業・サービス補助 新製品・サービス開発や生産プロセス改善等のための設備投資等を支援します。 ※特別枠(類型B、C)の補助率引き上げ2/3→3/4 ※事業再開発枠の新設(定額補助・補助上限50万円)</p> <p>②持続化補助金 小規模事業者の販路開拓等のための取組を支援します。 ※特別枠(類型B、C)の補助率引き上げ2/3→3/4 ※事業再開発枠の新設(定額補助・補助上限50万円)</p> <p>③IT導入補助金 事業継続性確保の観点から、ITツール導入による業務効率化等を支援します。 ※特別枠(類型B、C)の補助率引き上げ2/3→3/4</p>	中小企業基盤整備機構 ※詳細は中小機構ホームページ等でご確認ください。

6 経営環境の整備

No.	実施主体	支援制度	概要	担当および電話番号
1	国	サプライチェーン対策のための国内投資促進事業	新型コロナウイルス感染拡大に伴い、我が国サプライチェーンの脆弱化が顕在化したことを受け、特定国に依存する製品・部素材、または国民が健康な生活を営む上で重要な製品等について、国内へ生産拠点等を整備しようとする際の設備導入等を支援します。	サプライチェーン対策のための国内投資促進事業事務局 (経済産業省委託事業) ☎:03-6825-5476
2	国	海外サプライチェーン多元化等支援事業	日本への製品・部素材の供給を目的とする海外製造拠点の複数化等に向けた設備導入・実証事業・事業実施可能性調査等を支援します。	海外サプライチェーン多元化等支援事業事務局 (経済産業省委託事業) ☎:03-3582-5410
3	国	JAPANブランド育成支援等事業	地域の魅力を秘めた「地域産品」「サービス」の磨き上げやブランド力の強化、発信力の向上を図ることで、新型コロナウイルス感染症に打ち勝つ地域産品・サービスの魅力創出・発信活動・新市場の開拓を支援します。	中小企業庁 経営支援部 創業・新事業促進課 ☎:03-3501-1767
4	国	経営資源引継ぎ・事業再編支援事業	中小企業の貴重な経営資源や、雇用・技術を次世代へ引き継ぎ、地域のサプライチェーンを維持するため、新型コロナウイルスの影響を受けている後継者不在事業者の経営資源引継ぎや事業再編を後押しします。 1.経営資源引継ぎ補助金 2.「プッシュ型」の第三者承継支援 3.中小企業経営力強化支援ファンド	中小企業庁 ※詳細は中小企業庁ホームページ等でご確認ください。
5	国	感染症対策を含む中小企業強靱化対策事業	感染症対策を含んだBCP策定ガイドライン等を公表します。また、中小・小規模事業者に対して、感染症対策を始めとする自然災害等への事前対策に係る「事業継続力強化計画」を含むBCPの策定を支援します。	
6	国	雇用調整助成金の特例措置	経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成するものです。 ※緊急対応期間の延長(4/1~9/30) ※日額上限額の引き上げ 8,330円→15,000円	ハローワーク福島 ☎:024(534)4121 (部門コード 32#)
7	県	雇用調整助成金への上乗せ	一時的な休業等により労働者の雇用を維持する事業主に対し、国の雇用調整助成金における事業主負担分について上乗せして助成します。	福島県 雇用労政課 ☎:国の動向を見て調整中
8	国	テレワークに関する情報提供	感染拡大防止にあたっては、テレワークも有効な手段です。テレワーク導入企業の事例や相談窓口をご紹介します。 ○働き方改革推進支援助成金 テレワークを新規で導入する中小企業事業主に対して、テレワーク用通信機器の導入資金等を支給します。 【補助率】1/2 【上限額】100万円	テレワーク相談センター (厚生労働省委託事業) ☎:0120-91-6479

6 経営環境の整備

No.	実施主体	支援制度	概要	担当および電話番号
9	国	地域企業再起支援事業(自治体連携型補助金)	<p>都道府県が、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた地域経済の中長期的な回復を目的として、地域の中小企業が環境変化に対応していくための環境整備、再起を後押しする施策を講じる場合に、都道府県に対して経費の一部を国庫補助します。</p> <p>福島県については本事業の活用について検討中です。(都道府県が行う施策に対して、国がその一部を補助するものです。)</p>	<p>福島県 ☎: 検討中</p>

7 税の軽減等

No.	実施主体	支援制度	概要	担当および電話番号
1	国	納税の猶予の特例	昨今の新型コロナウイルス感染症の影響により、多くの事業者の収入が急減しているという状況を踏まえ、2月以降、売上が減少(前年同月比▲20%以上)したすべての事業者について、無担保かつ延滞税なしで納税を猶予します。法人税や消費税など、基本的にすべての税が対象となります。	
2	国	税務申告・納付期限の延長	昨今の新型コロナウイルス感染症の各地での拡大状況に鑑み、更に確定申告会場の混雑緩和を徹底する観点から、感染拡大により外出を控えるなど期限内に申告することが困難な方については、期限を区切らずに、4月17日(金曜日)以降であっても柔軟に確定申告書を受け付けることになりました。	国税庁 仙台国税局 国税局猶予相談センター ☎: 0120-945-430 福島税務署 ☎: 024-534-3121
3	国	国税の納付の猶予制度	新型コロナウイルス感染症の影響により国税を一時に納付することが困難な場合には、税務署に申請することにより、換価の猶予が認められることがあります。	
4	国	欠損金の組戻し還付	①欠損金の組戻し還付制度 資本金1億円以下の中小企業は、前年度黒字で今年度赤字の場合、前年度に納付した法人税の一部還付を受けることができます。 今般、本制度の適用対象を、資本金10億円以下の中堅企業にも拡大します。 ②災害損失欠損金の組戻し還付制度 新型コロナウイルス感染症の影響により損失が発生した場合には、災害損失欠損金の繰戻しによる法人税額の還付を受けられる場合があります。	国税庁 仙台国税局 国税局猶予相談センター ☎: 0120-945-430 福島税務署 ☎: 024-534-3121
5	国	固定資産税等の軽減	①固定資産税・都市計画税の減免 中小企業・小規模事業者の税負担を軽減するため、事業者の保有する設備や建物等の2021年度※の固定資産税及び都市計画税を、事業収入の減少幅に応じ、ゼロまたは1/2とします。 ※2020年度の固定資産税及び都市計画税は、新たな特例措置(事業収入が前年同月比20%以上減)に基づき、1年間、納税猶予可能です。 ②固定資産税の特例(固定ゼロ)の拡充・延長 現在、中小企業・小規模事業者が新たに投資した設備については、自治体の定める条例に沿って、投資後3年間、固定資産税が免除されますが、今般、本特例の適用対象に、事業用家屋と構築物※を追加するとともに、2021年3月末までとなっている適用期限を2年間延長します。※門や塀、看板(広告塔)や受変電設備など。	①中小企業庁 事業環境部 財務課 ☎: 03-3501-5803 ②中小企業庁 経営支援部 技術・経営革新課 ☎: 03-3501-1816

7 税の軽減等

No.	実施主体	支援制度	概要	担当および電話番号
6	他	厚生年金保険料等の猶予制度	厚生年金保険料等を一時に納付することにより、事業の継続等を困難にするおそれがあるなどの一定の要件に該当するときは、納付すべき保険料等の納期限から6ヶ月以内に管轄の年金事務所へ申請することにより、換価の猶予が認められる場合があります。	厚生年金保険料 納付猶予相談窓口 ☎:0570-666-228 平日 9:00~17:00 東北福島年金事務所 ☎:024-535-0141
7	市	市税・国保税の猶予	減収などにより納付が困難な場合、申請により徴収猶予を受けることができる制度があります。該当する場合は原則1年以内の期間に限り猶予を受けることが可能になります。	福島市 納税課 ☎:024-525-3736
8	市	水道料金の猶予	一時的にお支払いが困難な事情がある方に対し、支払いを猶予します。(最大4か月)	福島市 水道料金お客さまセンター ☎:024-526-0735
9	市	水道料金の減免	三温泉地、市内のホテル・旅館業の水道料金を減免します。	福島市 水道局水道総務課 ☎:024-535-1117
10	市	下水道使用料、農業集落排水施設使用料の猶予	一時的にお支払いが困難な事情がある方に対し、支払いを猶予します。(最大4か月)	福島市 下水道総務課 ☎:024-525-3789
11	市	固定資産税・都市計画税の課税標準の特例(減免)	令和2年2月から10月の間の3か月間の収入額が前年同時期の収入額より3/10以上減少した中小事業者等は、令和3年度の固定資産税・都市計画税の事業の用に供する家屋および償却資産に係る課税標準の特例措置を受けることができます。	福島市 資産税課 ☎:024-525-3730
12	市	市場使用料等の納付猶予	卸売業者・仲卸業者等に対し、市場使用料や光熱水費の納付が困難な場合に納付を猶予します。(最大4か月)	福島市 市場管理課 ☎:024-553-1213
13	市	市場使用料の減免	売上げが減少している市場内卸売業者・仲卸業者等へ、売上げの減少率に応じて市場使用料を減免します(5月~8月分)。	